

お客さまが みやまスマートエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）に電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）をお申し込みいただくにあたり、当社が小売する高圧電力「みやま^んでんき」の需給条件等（以下「電気需給約款（高圧）」といいます。）の重要事項について、ご理解いただきたい内容は以下の通りです。

また、高圧電力の供給エリアは、九州電力管内（離島は除く）となります。

1. 電気料金について

お客さまに適用される基本料金、電力量料金単価および料金の算出方法は、別添の高圧試算表等によります。なお、契約電力は、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約方法（実量制・協議制）による契約電力が適用されます。

料金は、別添料金表に定める基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額の合計とし、当該契約種別の料金を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

また、燃料費等調整額は火力燃料（原油・LNG・石炭）の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。この変動に上限はありません。

2. お申込み方法、ご契約の成立について

- ① 電気需給契約は、当社所定の様式によってお客さまよりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- ② 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始予定日を通知し供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

3. 需給契約期間および自動更新について

契約期間は電気の契約成立後、料金適用開始の日以降1年を経過する日までとします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。別段の意思表示は、お客様に対し、当社所定の書面をもって行うものとします。

お客さま、または当社が料金適用開始日から1年以降で廃止をする場合は、満了の3ヶ月前までに、通知するものといたします。

4. 切替のお手続きおよび計量器工事について

従前の小売電気事業者からの切替の手続きおよび計量器取替工事は、計量器の位置を変更しない場合は、お客さまの費用負担なしで実施されるものとします。

お客さまの要望で、位置や配線の変更を希望される場合は、お客様の費用負担となる場合がございます。

5. 従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- ① 過去電力使用量の照会不可
- ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間の解除

6. 追加情報の提供について

当社の電気需給契約申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いする場合がございます。

7. 電気料金の算定期間の変更について

電気料金の算定期間は、前月の1日（計量日）から当月の1日（計量日）の前日までの期間になります。

8. 電力使用量および請求金額の通知について

お客さまには、Web 請求を除いて当社より郵送にて電力使用量および請求金額を通知いたします。なお、当社からの郵送物の発送日は、検針日から第8営業日までといたします。

9. 電気料金等のお支払について

電気料金のお支払には、振込、口座振替の方法を選択いただけます。

10. お客様が行う契約種別（契約プラン）の変更について

お客さまが、当社の契約種別の変更を希望される場合、変更申込み日以降の翌月の1日から変更をいたします。なお、契約期間に関わらず、変更に伴う手数料はいただきません。

11. お客様が行う契約の解除について

- ① お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。
- ② お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止日までに需給を終了させるための適当な処置を行います。
- ③ 他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、当社への解約のお申し出とともに、切替日について、新しく契約される小売電気事業者へお申込みください。
- ④ 上記 ③ による料金適用開始の日以降一年未満で解約の申し出の場合、もしくは料金適用開始日から一年以降で廃止希望日の3ヶ月前までに申し出がなかった場合の違約金として、解約月の基本料金単価×契約電力の1.5倍に相当する金額（消費税込み）をいただきます。

12. 当社が行う契約の解除について

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。

本契約の解除後は、お客様の手続き無く、九州電力送配電との無契約状態となります。

- ① 電気需給約款（高圧）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ② お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ③ 支払期日を30日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
- ④ その他、お客さまが電気需給約款（高圧）の規定に違反した場合

13. 個人情報の取扱いについて

当社は、「個人情報保護方針」に基づき、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を次のような目的で利用します。

- ① 当社サービスの受付・提供
 - ② 情報提供・お問い合わせ対応等のサポート
 - ③ 料金請求
 - ④ 当社、および当社サービスの販売を代理している事業者等からの当該事業者の商品・サービス・キャンペーンのご案内および当該事業者等に対するお客さまの個人情報の提供
 - ⑤ 電力広域的運営推進機関および九州電力送配電に対する接続供給契約上の切替等の手続き
- なお、当社は、電力広域的運営推進機関、九州電力送配電、他の小売電気事業者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

14. 契約内容の更新、変更時のご説明について

ご契約の更新、変更に伴うご説明については、以下の事項といたします。

- ① 契約の更新：「3.需給契約期間および自動更新について」を対象とします。
- ② 法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない変更：変更事項を対象とします。
- ③ ②以外の変更：変更事項を対象とします。

15. 電気料金の改定および消費税の変更に關するお客さま承諾について

当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合、託送供給等約款が改定された場合または発電費用もしくは電力調達費用等の変動により料金改定が必要となった場合、電気需給約款（高圧）および電気需給契約書に定める電気料金を改定することがあります。この場合、電子メールその他の方法により新たな電気料金およびその適用開始日等をお客さまに通知いたします。お客さまが、新たな電気料金等をご承諾いただけない場合、当該通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、3.の契約期間の定めにかかわらず、電気契約を解除することができます。その場合は契約解除日の15日前までにお申し出をいただくものとします。お客さまから解約のお申し出が30日以内でない場合は、電気需給約款（高圧）に基づきお客さまと交わしている電気需給契約で定める電気料金等の改定をご承諾いただけたものとみなします。

なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合も、この例によります。

※ただし、11.④の違約金について、当社が電気料金を値上げした場合のお客さまの解約は対象外となります。

16. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下までお問合せください。

事業者の名称	みやまスマートエネルギー株式会社（小売電気事業者登録番号 A0155）
事業者の本社住所	〒835-0023 福岡県みやま市瀬高町小川15番地1
来場による お問い合わせ （ショールーム）	住所：福岡県みやま市瀬高町小川21-2 スマイルパレスガーデン （みやま市役所本庁南口真正面） ※一般電話：0944-88-9379 ※受付時間：9:00～17:00（平日のみ、但し年末年始・祝日は除きます）
電話による お問い合わせ	0120-17-3804（フリーダイヤル [通話料無料]、い～なみやまし） ※一般電話・携帯・PHSから発信できます ※受付時間：9:00～18:00（平日のみ、但し年末年始・祝日は除きます）
メールによる お問い合わせ	ホームページ： https://miyama-se.com/ 問合せアドレス： mail@miyama-se.com